

意見の対応状況

資料3

番号	項目	意見	対応
1	全般	被保険者にとって国民健康保険はありがたい制度なので、今後とも制度を守ってほしい。	<p>①国保制度改革 市町村国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、平成30年4月から国の財政支援を拡充するとともに、財政運営を広域化(都道府県化)する。 (素案5ページ)</p> <p>②県と市町村の取組強化 国民健康保険財政の安定化を図るためには、県と市町村が一体となって、歳入・歳出両面からの取組を充実強化していく。 (素案28ページ)</p>
2	統一保険料	将来的には保険税率を県内で一本化することが望ましい。	県内統一の保険料率の実現に向けて、医療費水準や保険税収納率等をできる限り平準化するよう取組を進める。 (素案25ページ)
3	財政の仕組み	市町村が、一般会計からの法定外繰入を段階的に解消・削減するための方策が求められる。	国からの財政支援の拡充と合わせ、保険税収入の確保や医療費適正化の取組などの推進により、決算補填等目的の法定外一般会計繰入及び繰上充用を計画的に削減・解消できるように努める。 (素案27ページ)
4	保険税	滞納者の状況や滞納の要因を分析し、収納率の向上を図る必要がある。	国保税収入は、国保の安定的な財政運営の大前提となるものであることから、被保険者の納税環境の整備や滞納者対策の強化等により、保険税の収入の確保を図る。 (素案28ページ)
5	保険給付	実施主体は市町村であるが、不正利得の回収など広域化にあたり県が主体的に取り組む内容について検討してはどうか。	不正利得の回収について、当該案件が複数の市町村に該当する場合など広域的な対応が効果的であるものについて、市町村からの委託に基づき対応する。 (素案31ページ)

番号	項目	意見	対応
6	医療費適正化	市町村の医療費適正化への取組を、一層推進する仕組みづくりが必要である。	特定健診や特定保健指導の実施率の向上、後発医薬品の使用促進などの取組を充実強化する。 (素案31ページ)
7	健康づくり	国保制度を維持していくためにも、県民が健康であることが大切である。	①保健事業(データヘルス)の推進 被保険者や地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施する。 (素案32ページ) ②特定健康診査・特定保健指導の促進 多くの被保険者が受診できるよう健診機会を増大するとともに、未受診者への受診勧奨などの取組を通じて、特定健診及び保健指導の実施率の向上を図る。 (素案32ページ) ③生活習慣病対策の推進 地域特性や医療費の傾向等の分析を行うとともに、被保険者のニーズを把握し、優先順位や地域の健康課題を明らかにした上で、効果的かつ効率的な生活習慣病対策を推進する。 (素案32ページ)
8	推進体制	国保運営方針策定後についても、事業を推進するためには、市町村相互間の連携が欠かせない。	県、市町村、国保連合会等から構成する連携会議(仮称:大分県国民健康保険市町村連携会議)を設置し、関係者間の意見交換や協議を行う。 (素案36ページ)